

愛知県公契約条例

平成二十八年三月二十九日

条例第十号

愛知県公契約条例をここに公布する。

愛知県公契約条例

(目的)

第一条 この条例は、公契約に関し、基本方針を定め、並びに県及び公契約の相手方の責務を明らかにするとともに、公契約に関する県の取組の基本となる事項を定めることにより、公契約の適正化を図りつつ、県民に提供されるサービスの品質の確保、社会的な価値の実現及び公契約の履行に係る作業に従事する労働者等の労働環境の整備を図り、もって県民生活の向上及び地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「公契約」とは、県が締結する売買、貸借、請負その他の契約で、県がその目的たる給付に対して対価の支払をすべきものをいう。

(基本方針)

第三条 公契約は、公契約の過程において、透明性及び競争の公正性が確保されるとともに、不正行為の排除が徹底されることにより、その適正化が図られなければならない。

2 公契約は、県民に提供されるサービスの品質の確保が図られるよう、予定価格の決定、その相手方の決定等の事務が適切に行われなければならない。

3 公契約は、その締結に当たり、事業者の環境の保全その他の社会的な価値の実現に対する寄与の程度を勘案すること等により、社会的な価値の実現を図る上で、適切に活用されなければならない。

4 公契約は、その履行に係る作業に従事する労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。）及び自らが提供する労務の対償を得るために請負契約により当該公契約の履行に係る作業に従事する者（以下「労働者等」という。）の労働環境の整備が図られるよう、適切な措置が講じられなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本方針にのっとり、公契約に関する必要な取組を推進するものとする。

(公契約の相手方の責務)

第五条 公契約の相手方は、公契約の当事者としての社会的な責任を自覚し、法令を遵守するとともに、それを適正に履行しなければならない。

2 公契約の相手方は、県が実施する公契約に関する取組に協力するよう努めなければならない。

(予定価格の適正な決定)

第六条 知事その他の公契約を締結する権限を有する者（以下「知事等」という。）は、予定価格を定めるときは、県民に提供されるサービスの品質の確保が図られるよう、取引の実例価格等を考慮して適正に定めるものとする。

(低入札価格調査制度等の活用)

第七条 知事等は、県民に提供されるサービスの品質の確保が図られるよう、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適切に活用するものとする。

(事業者の社会的な価値の実現に資する取組の勘案)

第八条 知事等は、公契約の締結に当たっては、その目的及び内容に応じ、事業者に係る次に掲げる事項を勘案するものとする。

- 一 環境に配慮した事業活動を行っていること。
- 二 障害者その他の就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資する取組を行っていること。
- 三 男女共同参画社会の形成に資する取組を行っていること。
- 四 仕事と生活の調和を図るための取組を行っていること。
- 五 その他社会的な価値の実現に資する取組を行っていること。

(労働環境の整備が図られていることを確認するための措置)

第九条 知事等は、規則又は企業管理規程で定める公契約の相手方に対し、当該公契約に係る労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られていることを確認するため必要な措置を講ずるものとする。

(関係団体との協議の場の設置)

第十条 県は、公契約に関する取組を効果的かつ円滑に行うため、必要に応じ、関係団体との協議の場を設けるものとする。

(指定管理者の指定に関する事務に係る取扱い)

第十一条 知事及び教育委員会は、公の施設の管理を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者に行わせようとするときは、第三条に定める基本方針の趣旨を踏まえ、この条例に定める公契約に係る取扱いに準じて、その指定に関する事務を行うものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第九条及び次項の規定は、同年十月一日から施行する。
- 2 第九条の規定は、平成二十八年十月一日以後に公告その他の公契約の申込みの誘引が行われる同条に規定する公契約について適用する。